

中山間地農業ルネッサンス事業について

【事業概要】

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にするため、国の平成 29 年度予算において創設された新規事業です。

【主な内容】

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る「地域別農業振興計画」を県が策定し、この計画に位置づけることで優先枠の設定、制度拡充及び要件緩和を受けることができます。

【支援事業】

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業競争力強化基盤整備事業 *
- (3) 農山漁村地域整備交付金 *
- (4) 農地耕作条件改善事業 *
- (5) 農業経営力向上支援事業 *
- (6) 6次産業化ネットワーク活動整備交付金
- (7) 農山漁村振興交付金（山村活性化対策を除く） *
- (8) 多面的機能支払交付金 *
- (9) 環境保全型農業直接支払交付金 *
- (10) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (11) 荒廃農地等利活用促進交付金 *
- (12) 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

* 秋田県において、平成 29 年度計画に位置づけた実施事業です。

【連携事業】

次の事業は、中山間地限定事業であり、優先枠等は設けられておりません。

- (1) 農山漁村振興交付金（山村活性化対策） *
- (2) 中山間地域等直接支払交付金 *

* 秋田県において、平成 29 年度計画に位置づけた実施事業です。

【秋田県における対象地域】

四法指定地域（「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」）、特別豪雪地帯、農林統計上の中間又は山間農業地域

【秋田県における認定地域】

平成 29 年度において、国より当県における 8 地域が計画認定されています。